

第三十四回国会

参議院法務委員会會議録第二十二号

昭和三十五年六月九日(木曜日)午前十一時二十九分開会

委員の異動

五月二十日委員安部清美君、平井太郎君、野本品吉君、北畠教真君及び鍋島直紹君辞任につき、その補欠として植竹春彦君、西田隆男君、宮澤喜一君、泉山三六君及び前田佳都男君を議長において指名した。

五月二十四日委員武藤常介君辞任につき、その補欠として後藤義隆君を議長において指名した。

五月二十六日議長において野上進君を委員に指名した。

五月二十八日委員後藤義隆君辞任につき、その補欠として秋山俊一郎君を議長において指名した。

五月三十日委員秋山俊一郎君辞任につき、その補欠として後藤義隆君を議長において指名した。

本日委員植竹春彦君、前田佳都男君、西田隆男君、野上進君、宮澤喜一君、泉山三六君、大野木秀次郎君及び林田正治君辞任につき、その補欠として北畠教真君、梶原茂嘉君、上原正吉君、近藤鶴代君、鍋島直紹君、佐野廣君、西田信一君及び大谷雪潤君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大川 光三君

理事 井川 伊平君

委員 後藤 義隆君

上原 正吉君

第三部 法務委員会會議録第二十二号 昭和三十五年六月九日【参議院】

大野木秀次郎君
梶原 茂嘉君
北畠 教真君
近藤 鶴代君
佐野 廣君
鍋島 直紹君
西田 信一君
林田 正治君
井野 碩哉君

國務大臣
法務大臣 井野 碩哉君

政府委員
法務大臣官房
司法官廳調査部長 津田 實君

最高裁判所長官代理者
事務局長 石田 和夫君
人事局長 守田 直君
総務局長 長井 澄君
事務局側
常任委員 西村 高兄君
会専門員

本日、の會議に付した案件
○理事補欠互選の件
○裁判官の災害補償に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大川光三君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告申し上げます。

五月二十日付、安部清美君、平井太郎君、野本品吉君、北畠教真君、鍋島直紹君、以上辞任、植竹春彦君、西田隆男君、宮澤喜一君、泉山三六君、前田佳都男君、以上選任。

五月二十四日付、武藤常介君辞任、後藤義隆君選任。

五月二十六日付、野上進君が選任されました。

五月二十八日付、後藤義隆君辞任、秋山俊一郎君選任。

五月三十日付、秋山俊一郎君辞任、後藤義隆君選任。

本日付、植竹春彦君、前田佳都男君、西田隆男君、野上進君辞任、北畠教真君、梶原茂嘉君、上原正吉君、近藤鶴代君選任。

以上であります。

○委員長(大川光三君) 次に理事の補欠互選を行います。

ただいま申し上げました通り、後藤理事が一時委員を辞任されたため、理事に一名の欠員を生じておりますので、この際、理事の補欠互選を行いたいと思存しますが、その方法は、慣例により、その指名を委員長に御一任を願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

○委員長(大川光三君) 異議ないと認めます。

それでは私より後藤義隆君を理事に指名いたします。

○委員長(大川光三君) なお、議題の審査に入るに先立ち、このたび最高裁判所事務総長に就任されました石田和夫君を御紹介申し上げます。

○最高裁判所長官代理者(石田和夫君) 一言ごあいさつさせていただきます。

ただいま委員長から御紹介下さいましたように、先般最高裁判所の事務総長に新規任命を受けました石田でございます。

司法行政運営の面からいたしまして、裁判所の強化、司法権の擁護というところに微力を尽くしていきたいと思存しております。

申すまでもなく、司法の使命は、究極するところ法秩序の確立、基本的人権の擁護ということにあるかと思存します。

司法は、立法、行政と並んで民主政治の維持運営のために必要不可欠なものであるべきでございます。いささかでも裁判所が弱体化するようなことがあってはならぬと思存しております。

それにもかかわらず、従来やまいたしますと、国民一般の方々からうんとぜられ、軽んぜられるような傾向がなれないと思存しますが、これは事柄の性質にもよることかと思存しますが、従来裁判所側も、いわゆるPRが不足しておったことにも附着すると思存しております。

幸い当法務委員会におきましては、伝統的に司法制度、裁判制度のことをよく御理解下さいまして、超党派的に裁判所を御支持願っておりますわけでございます。このことは深くありがたく存じております次第でございます。何分新米のことでは不慣れでございますが、一つよろしくお願いいたします。(拍手)

○委員長(大川光三君) それではこれより裁判官の災害補償に関する法律案を議題に供します。

御質疑のある方は御発言を願います。

なお、当局として裁判所から石田事務総長、守田人事局長、長井総務局長、法務省から津田司法法制調査部長が出席されております。

○井川伊平君 私から簡単に御質問を申し上げますので、どなたかおわかりの方から御答弁を願いたいと思存します。

従来公務上の災害の補償について、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律の適用を受ける裁判官及び特別職職員と、それから国家公務員災害補償法の適用を受ける一般職の職員とは、補償の取り扱いについてどういうような具体的な相違があったものか、この点につきまして承りたいと思存します。

なお、過去における裁判官に対する公務災害補償実施の例について、あわせて具体的に説明を承れば幸いです。

○政府委員(津田實君) 従来裁判官につきましても公務災害補償と、一般職の国家公務員に対する災害補償等につきましても、大筋においてはそれほどの相違はないのでございまして、それとも、こまかい点におきましては若干の相違がございます。簡単に申し上げますと、たとえば障害の補償につきましては、一般職の国家公務員につきましては、六年間の分割給与支給というものがあり得たわけでありますが、裁判官につきましては、一時金の支給というところのみが行なわれておるとい

うようなこと、あるいは遺族補償につ
きまして、裁判官は、一時金を支給
されるに對しまして、一般の国家公務
員は、一時金または六年分の分割支給
が受けられる。あるいはその遺族の受
ける者の順位に多少異同があるとい
うような相違がございますし、また補
償につきましては、裁判官関係につ
いてはなかつたわけでありまして、一
般職の国家公務員につきましては、施
設するように努力をしなければならぬ
というような規定があります。あるい
は義肢、義眼、補聴器等の補装具につ
きまして、裁判官についてはこれを
支給することができなかったのです
が、一般の国家公務員にはそれが支給
される。あるいは災害補償についての
審査請求につきまして、一般の国家公
務員には特別な規定がありましたが、
裁判官についてはこれがなかったとい
うような点が相違があつたわけであ
ります。であります、今申し上げまし
たように、一時金にいたしまして、
それが分割払いにされないというだけ
の違ひであつたのと、それから福祉施
設につきまして若干の違ひがあつたと
いうような、比較的些少な点の相違で
ありまして、現在までそのような
状況が続いて参つておつたわけであ
ります。

なお、御質問にございました裁判官
に対する補償の具体例につきまして
は、最高裁判所の方からお答え願つた
方がよろしいかと思ひます。
○最高裁判所長官代理者(守田直君)
それでは私から裁判官の公務災害補
償の運用実績について御説明申し上げ
ます。
今まで裁判官に對しまして、遺族補

償その他の公務災害補償を認定支給し
た例は三件でございます。まず昭和二十
九年三月の五日でございますが、福岡
地方裁判所八女支部の判事松藤正憲と
いう判事がおられました、その判事
は法廷審理終了後、判事室におきまし
て判決原稿を執筆中、過労のために脳
溢血を起こしまして死亡したという件
でございます。この判事に對しまして
は、遺族補償及び葬祭補償合計二百四
十六万八千七百四十円を支給してお
ります。
それから次に、同年九月二十六日に
札幌高等裁判所判事笠井寅雄という人
が、御承知のこととあつた青函連絡船
の海難事故によりまして死亡いたし
ました。この判事に對する補償は、遺
族補償及び葬祭補償でございます、合
計いたしまして二百三十五万八千八
百二十円を支給しております。
それから次に、昭和三十年七月一
日、東京地方裁判所判事山本実一の件
でございますが、これは建物明け渡し
請求訴訟事件におきまして、係争家屋
の検証中、建物がかさつておりました
ために、二階露台とともに転落いたし
まして、右の脇及び右の下腹部に負傷
したという事故でございます。この判
事には療養補償として千二百六十円が
支給されております。

お尋ねの点でございますが、この国家
公務員災害補償法によりましての福祉
施設の指定、先ほど申し上げましたよ
うに、裁判官の場合も同様になるであ
らうと思はれるわけでありまして、そ
の指定は、なるほど独立の病院を作る
とか、あるいは独立の施設を設けると
いうようなことはいたしておりません
が、これはやはり全体の災害による教
の問題でございますので、やはり地方
に分散せしめるとか、そういうような
観点からと同時に、こまかい施設を分
立させますよりも、大きな施設にま
める方が福祉を向上せしめるゆえんで
あるというふうな観点等から、国家公
務員につきましては一般の労働者を
指定したり、あるいは都道府県の施設
を指定するという形が行なわれてい
るわけでございます。従ひまして、そ
ういふ施設によりまして行なわれる――
つまり福祉を享受する意味におきまし
ては、これはもう一般の労働者の場合
と全く同じでございます。それからそ
の他の災害補償につきましては、全く
一般の労働者の場合と同じであつたわ
けであります、今同は、さらに国家
公務員の方が若干有利にされるという
ようなことになりましたので、従つて
裁判官も一般労働者と同じということ
でなくて、有利にする必要があるとい
うことで、今回の新しい立法が裁判官
について出される、こういうことにな
りましたわけでありまして、いずれにお
きまして、一般の労働者の方より
不利になるというのではないわけであ
ります。

○井川伊平君 別なことでございま
す、改正後の労働基準法等の施行に
伴う政府職員に係る給与の応急措置法
の適用を受ける司法官関係職員が、こ
の法律が通過した後においてもありま
すか、ありませんか。
○政府委員(津田實君) ただいまのお
尋ねの点でございますが、ごく狭い範
囲に若干の適用がございます。すなわ
ち認定官である裁判官、つまり高等裁
判所長官以上の裁判官及び裁判官の秘
書官につきまして、その非常払いとい
ふ場合があり得るわけでございます
。たとへば疾病でありまして、災害
でありまして、その場合には、この
法律の規定が適用されるということに
なります。例のないことであらうと思ひますが、
理論上はその点だけ適用されるとい
うことになります。
○井川伊平君 福祉施設関係につきま
してお伺ひいたしました、公務上災害
を受けた職員の福祉に關して、人事院
及び実施機関は必要な施設をするよう
努めねばならず、「外科後処置」、「休
養又は療養」、「職業再教育」は、人
事院または実施機関の施設または指定
する施設において行なうことになつて
おりますが、人事院または実施機関、
指定する施設は、具体的にいかなる
機構において運営されるのであるか。
それから第二点といたしましては、
公務災害を受けた裁判官の福祉施設に
ついては、一般職の国家公務員の例に
よることとなるが、具体的取り扱いに
おいて、現状より不利になることはな
いかどうか、改正後の具体的取り扱い
について、一般職の職員の災害福祉施
設の現状との関係からも説明をお願い
いたします。
○政府委員(津田實君) この国家公務
員の災害補償に關しましての福祉施設
であります、ただいまお示しの外科

後処置でありますとか、休養あるいは
療養に關する施設、職業再教育の施
設、あるいは義肢、義眼、補聴器等の
補装具の支給に關する施設、こういう
ようなことが考えられるのでございま
す。現在一般職の国家公務員につきま
しては、人事院におきまして労災病院
を外科後処置に關する施設等に指定
いたしております、それから都道府県
のそれぞれ施設を指定いたしまして
福祉施設といたしておるわけござい
ます。従ひまして、労働者災害の場合
と実質においては相違がないわけであ
ります。今回裁判官の災害補償につ
きまして、一般職の国家公務員の例に
よることになるわけでございます。従
ひまして、「例による。」というの、
すべての点において一般職の国家公務
員の関係事項が準用されるということ
になるわけでございます。そこでこの
法律成立の晩におきまして、新たに裁
判官の災害補償に關する法律によりま
して、福祉施設として外科後処置に關
する施設あるいはその他の施設を、人
事院の場合と同様に指定すれば可能
なわけになります。その具体的指定につ
きましては、いずれ最高裁判所の方で
おきめになると思ひますが、そういう
道が開かれるということによりまし
て、新たに裁判官について福祉施設が
設けられると、こういうことになるわ
けでございます。

○井川伊平君 最後にもう一点伺いま
すが、産業労働者の業務災害に對する
保険施設に比しまして、国家公務員の
公務災害福祉施設の運営の事情等は不
十分でないかどうか、両者を比較して
のお話を承りたい。
○政府委員(津田實君) ただいまの

○井川伊平君 ただいまの一般の産業
労働者よりも有利な点があるというそ
れを、具体的にいつつていただき

たい。あまりこまかくなってもよろしいです。

○政府委員(澤田實君) 非常に問題はこまかくなるわけですが、今度の国家公務員の災害補償におきましては、障害補償につきましては、第一種というふうに分けられまして、第一種の障害につきましては、障害の残存期間中、年に何百日分、こういうふうな支払いがなされるわけでありまして、と同時に、今度は従来ございました療養補償を受けておいて三年間経過して治療不治癒という場合に、打ち切り補償が行なわれておいたのでありますが、それらがやめになるというふうな改正が今回行なわれたわけでありまして、ところが、労働者災害補償におきましても、今の点はほぼ同じであるわけですが、この労働者災害補償におきましては、長期傷病者給付等の規定が新たに設けられまして、傷病者については障害給付、遺族給付というふうなことが行なわれることになったわけでありまして、しかしながら、公務員の方はその必要がありませんで、まるまる給付を受け得るというふうなことになるわけなのでございまして、一般の場合に比しまして公務員の方が少しくなるということが考えられるわけでありまして。

○委員長(大川光三君) この際、委員の異動について御報告申し上げます。本日付、宮澤喜一君、泉山三六君、大野木秀次郎君、鍋島直昭君、佐野廣君、西田信一君、各選任。以上でございまして。

○委員長(大川光三君) ほかに御質疑はございませんか。——ほかに御発言

もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(大川光三君) 異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(大川光三君) 異議ないと認めます。

これより採決に入ります。裁判官の災害補償に関する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(大川光三君) 全会一致でございます。よって裁判官の災害補償に関する法律案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきまして、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(大川光三君) 異議ないと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の審議は終了いたしました。

次回の委員会は、追って公報をもって御通知いたします。

本日は、これをもって委員会を散会いたします。

午前十一時五十五分散会

五月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願(第二九七二号)

(第二九七三号)(第二九七四号)

一、登記簿と台帳の一元化中止等に関する請願(第三〇〇三三号)

第二九七二号 昭和三十三年五月九日受理

裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願

請願者 北海道旭川市東八条通五丁目 菅原定一外五名

紹介議員 千葉 信君

最高裁判所は、きたる四月一日から裁判所職員中書記官、調査官のみに対し、一週四十四時間の勤務時間を五十二時間に延長し、その引き替えに俸給の調整額を八パーセント増加しようとしているが、それでは実質賃金の低下になり、勤務時間を短縮しようとする世界の大勢に逆行し、職員の待遇を悪化するものであるから、これを中止する措置を講ぜられ、同時に、裁判所職員の行政処分に対する公平委員会制度は、処分を行なつた最高裁判所がみずから公平委員を選定し、最後の判定も行なうことになつてゐるが、客観的に公平を期しがたい制度であるから、公平委員は、処分を行なつた最高裁判所並びに下級裁判所の関係者以外の第三者によつて構成されるよう、裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願

第二九七三号 昭和三十三年五月九日受理

裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願

請願者 三重県津市丸之内殿町伊藤純雄

紹介議員 千葉 信君

最高裁判所は、裁判所職員中書記官、調査官のみに対し、一週四十四時間の勤務時間を五十二時間に延長し、その引き替えに俸給の調整額を八パーセント増加しようとしているが、それでは実質賃金の低下になり、勤務時間を短縮しようとする世界の大勢に逆行し、職員の待遇を悪化するものであるから、これを中止する措置を講ぜられ、同時に、裁判所職員の行政処分に対する公平委員会制度は、処分を行なつた最高裁判所がみずから公平委員を選定し、最後の判定も行なうことになつてゐるが、客観的に公平を期しがたい制度であるから、公平委員は、処分を行なつた最高裁判所並びに下級裁判所の関係者以外の第三者によつて構成されるよう、裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願

第二九七三号 昭和三十三年五月九日受理

裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願

請願者 三重県津市丸之内殿町伊藤純雄

紹介議員 千葉 信君

最高裁判所は、裁判所職員中書記官、調査官のみに対し、一週四十四時間の勤務時間を五十二時間に延長し、その引き替えに俸給の調整額を八パーセント増加しようとしているが、それでは実質賃金の低下になり、勤務時間を短縮しようとする世界の大勢に逆行し、職員の待遇を悪化するものであるから、これを中止する措置を講ぜられ、同時に、裁判所職員の行政処分に対する公平委員会制度は、処分を行なつた最高裁判所がみずから公平委員を選定し、最後の判定も行なうことになつてゐるが、客観的に公平を期しがたい制度であるから、公平委員は、処分を行なつた最高裁判所並びに下級裁判所の関係者以外の第三者によつて構成されるよう、裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願

第三〇〇三三号 昭和三十三年五月十一日受理

登記簿と台帳の一元化中止等に関する請願(十六通)

請願者 高知県梼原市宿毛二、五八三 岡本計一外七百四十三名

紹介議員 高田なほ子君

現在法務省が行なつた登録簿と台帳の一元化作業、法務局、地方法務局職員の定員の再配分及び法務局、地方法務局の出張所の統合廃止が実施されると、法務局、地方法務局職員は過

請願者 三重県津市高茶屋小森上野町一、〇四三ノ七 長谷川誠

紹介議員 千葉 信君

最高裁判所はきたる四月一日から裁判所職員のうち書記官及び調査官に対し、一週四十四時間の勤務時間を一週五十二時間に延長し、その引き替えに俸給の調整額を八パーセント増加しようとしているが、それでは一時間当りの賃金は大幅に減少して実質賃金の切り下げになるばかりでなく勤務時間を短縮しようとする世界の大勢に逆行するものであるから、これを中止する措置を講ずると共に、公平委員会の判定を公平にするため、処分を行なつた最高裁判所並びに下級裁判所の関係者以外の第三者によつて公平委員会を構成するよう裁判所職員臨時措置法の一部をすみやかに改正せられたい。なお、臨時職員については、すみやかに全員を定員化するともに人員の増加を行ない、行政職(表及び等級別)を廃止し(表に統一して通し号俸とするよう措置せられたいとの請願。

第三〇〇三三号 昭和三十三年五月十一日受理

登記簿と台帳の一元化中止等に関する請願(十六通)

請願者 高知県梼原市宿毛二、五八三 岡本計一外七百四十三名

紹介議員 高田なほ子君

現在法務省が行なつた登録簿と台帳の一元化作業、法務局、地方法務局職員の定員の再配分及び法務局、地方法務局の出張所の統合廃止が実施されると、法務局、地方法務局職員は過

ノ四、〇二五 三井正雄

紹介議員 片岡 文重君

この諸願の趣旨は、第三四三二号と同じである。

第三四九五号 昭和三十五年五月十日受理

裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する諸願

請願者 島根県安来市荒島町一、八二二ノ五 山本五十子外二十七名

紹介議員 佐野 麿君

最高裁判所は、裁判所職員中書記官、

勤務時間を五十二時間に延長し、その引き替えに俸給の調整額を八パーセン

ト増加しようとしているが。それでは
 実質賃金の切下げになるばかりでな
 く、勤務時間を短縮しようとする世界
 の大勢に逆行し、職員の待遇を悪化す
 るものであるから、これを中止する措
 置を講ぜられるとともに、裁判所職員
 の行政処分に対する公平委員会制度
 は、処分を行なつた最高裁判所がみず

行なりことになつてゐるのは、客観的に公平を期したい制度であるから、

公平委員は、処分を行なつた最高裁判所及び下級裁判所の関係者以外の第

職員臨時措置法の一部をすみやかに改

(一)の七等級以下の職員にも二等運賃を支給するよう配慮せられたいとの請願。

第三四九六号 昭和三十五年五月十八日受理

裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願

請願者 福井県武生市高瀬町三

〇ノ九 浅野寛治

紹介議員 千葉 信君

最高裁判所は、裁判所職員のうち書記官及び調査官に対して、一週四十四時間の勤務時間を一週五十二時間に延長し、その引きかえに俸給の調整額を八パーセント増加しようとしているが、それでは一時間当りの賃金は大幅に減少して実質賃金の切り下げになるばかりでなく勤務時間を短縮しようとする世界の大勢に逆行するものであるから、これを中止する措置を講ずると共に、公平委員会の判定を公平にするため、処分を行なつた最高裁判所並びに下級裁判所の関係者以外の第三者によつて公平委員会を構成するよう裁判所職員臨時措置法の一部をすみやかに改正せられたい。なお、書記官、調査官の調整額分一億九百万円を、労務職員にいたるまで、裁判所職員全員に調整支給せられたいとの請願。

第三五四一号 昭和三十五年五月十八日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願
請願者 北海道小樽市稲穂町西
一ノ七 木村静二
紹介議員 井川 伊平君
最高裁判所は、裁判所職員中書記官、調査官のみに対し、一週四十四時間の勤務時間を五十二時間に延長し、その引きかえに俸給の調整額を八パーセント増加しようとしているが、それでは実質賃金の切下げになるばかりでなく、勤務時間を短縮しようとする世界

の大勢に逆行し、職員の待遇を悪化するものであるから、これを中止する措置を講ぜられるとともに、裁判所職員の行政処分に対する公平委員会制度は、処分を行なつた最高裁判所がみずから公平委員を選定し、最後の判定も行なうことになつてゐるのは、客観的に公平を期しがたい制度であるから、公平委員は、処分を行なつた最高裁判所並びに下級裁判所の関係者以外の第三者によつて構成されるよう、裁判所職員臨時措置法の一部をすみやかに改正せられたい。なお、石炭手当の免税措置も講ぜられたいとの請願。

第三五四二号 昭和三十五年五月十八日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願(四通)
請願者 北海道小樽市最上町三
六 小園猛外三名
紹介議員 井川 伊平君
この請願の趣旨は、第三四三二号と同じである。

昭和三十五年六月十三日印刷

昭和三十五年六月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局